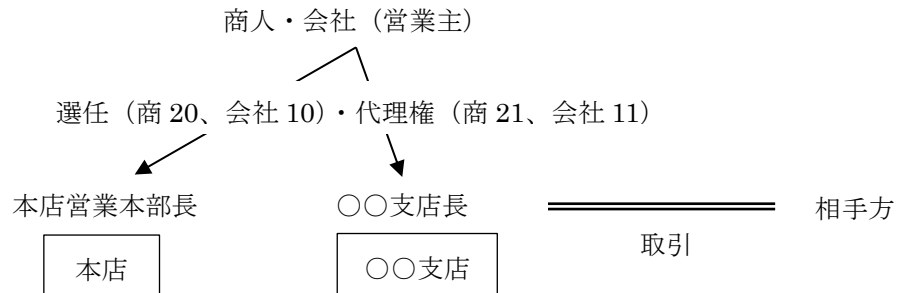


7. 商業使用人の代理権

7-1. 支配人の代理権

(1) 支配人の代理権



包括的な代理権（商 21 I、会社 11 I）：営業ごと・営業所ごと（商登 43 I ③④参照）

* 支配人制度の沿革＝通信未発達な時代の遠隔地営業

他の使用人の選任・解任（商 21 II、会社 11 II） ⇔ 他の支配人

(2) 代理権に加えた制限（商 21 III、会社 11 III）

支配人の代理権に加えた制限→善意の第三者に対抗できず

事例 7-a 支配人の代理権の制限

ハルさんは、自分の花屋の 2 号店の支店長としてナツさんを選任した。ハルさんは、ナツさんが 20 万円以上の取引を行う場合には、必ずハルさんの同意を得よう定めていた。ところが、ナツさんは、ハルさんに無断で、高級な花 60 本を 30 万円で仕入れた。その取引の相手方は、ナツさんの代理権が制限されていることを知らなかった。

(3)代理権濫用

事例 7-b 支配人の代理権の濫用

ハルさんは、自分の花屋の 2 号店の支店長としてナツさんを選任した。ナツさんは、2 号店の名義で A 信用金庫から 200 万円を借り入れたが、これはナツさん個人のローンを返済するためであり、銀行からの借入金はただちに同ローンの返済に充てられた。A 信用金庫はこの借入れがナツさん個人のローン返済のために行われたことを知っていた。ナツさんはローン返済直後に失踪した。

代理権を与えられた者が、自己または第三者の利益を図るためにその代理権を行使

最判昭 54・5・1 判時 931-112

(民 93 但 [93 I 但] 類推適用＝相手方に悪意・過失があれば…)

民 107 (H29 年民法改正) →無権代理行為とみなす

*代表取締役のルール (会社 349IV・V → 「会社法 I」)

7-2.表見支配人

(1)意義 (商 24、会社 13)

事例 7-c 表見支配人

ハルさんはカフェを営んでおり、昨年 2 号店をオープンしたが、2 号店の営業も自分で行っていた。ハルさんは 2 号店でナツさんを雇い「支店長」という名称を与えていたが、ナツさんは実際にはウエイトレスにすぎず、仕入れの権限は与えていなかった。ところが、ナツさんは、ハルさんに無断で紅茶を 2 号店のために仕入れてしまった。取引の時に、相手方は、ナツさんがウエイトレスにすぎないことを知らなかった。

営業所の営業の主任者であることを示す名称を付した使用人は、当該営業所の営業に関し、一切の裁判外の行為をする権限を有するものとみなす

趣旨

＝権利外観法理(外観への信頼を保護するために、外観を作り出した者が責任を負う。6-1(2))
にもとづく

*表見代表取締役(会社 354→「会社法 I」)

(2)要件

①名称の付与：支店長、支社長、営業本部長等

最判昭 29・6・22 民集 8-6-1170 (支店長代理)

②相手方の善意(商 24 但、会社 13 但)

最判昭 32・11・22 裁判集民事 28-807 (悪意の証明責任)

最判昭 33・5・20 民集 12-7-1042 (取引時が基準)

(3)営業所

営業所としての実質(通説)

＝営業活動の中心(6-3(1))——営業活動の指揮命令

最判昭 37・5・1 民集 16-5-1031（生命保険会社の支社）

「被上告会社〔生命保険会社〕は、保険契約の締結、保険料の徴収ならびに保険事故ある場合の保険金の支払をその基本的業務内容とするものであるが、同会社大阪中央支社は、新規保険契約の募集と第一回保険料徴収の取次がその業務のすべてであって、被上告会社の基本的事業行為たる保険業務を独立してなす権限を有していないというのであり、……被上告会社の主たる事務所と離れて一定の範囲において対外的に独自の事業活動をなすべき組織を有する従たる事務所たる実質を備えていないものであるから、商法四二条〔現行商法 24、会社 13〕の支店に準ずるものではなく、したがって、同支社長矢内一郎も同条にいわゆる支店の営業の主任者に準ずるものでないと解すべきであ〔る〕。」

最判昭 39・3・10 民集 18-3-458（出張所）

「上告会社高知出張所は、……上告会社西宮支店管下の一出張所であること、西宮支店は、……計一八県における肥料の仕入、販売、金融その他これに付随する一切の業務を取り扱っているところ、右高知出張所は、相場の著しい変動あるものの仕入はとくに右支店の許可を要したが、それ以外は右許可を要せず仕入行為をすることもあって、肥料を高知県下に販売し、その代金の回収と右販売に伴う運送等を行っていたもので、同出張所における昭和三二年頃の年間肥料販売額は四千万円にも達していたこと、……職員として出張所長の下に男女合せて三名が勤務し、右職員の給料を除くその他の出張所の日常経費はその取立金で賄い、不足を生じたときは右支店から送付されることになっており、右出張所の金銭出納のために四国銀行旭町支店に普通預金口座が設けられていたことがいずれも認められるから、高知出張所は、単に機械的に取引を行うにすぎない出先機関たる売店、派出所ないし出張所とは類を異にし、前記販売業務の範囲内では、本店から離れて独自の営業活動を決定し、対外的にも取引をなしうる地位にあったと認められるというのであるから、このような場合には、右高知出張所は、上告会社の支店と解して妨げなく、右出張所長の名称を付せられていた〔者〕は商法四二条〔商 24、会社 13〕にいう表見支配人に該当するとした原判決は首肯しうる。」

最判昭 43・10・17 民集 22-10-2204（営業所の実質を備えない but 支店として登記）

「商法によれば出張所、支社等において営業の主任者たることを示すべき名称を附せられた者がある場合でも、右出張所等が商法の意義における支店の実質を備えていないときには、その者を支配人と同一の権限を有するものとみなしえない……が、もしこれについて支店としての登記がある場合には、商法一四条〔商 9Ⅱ、会社 908Ⅱ〕により、その登記をした商人は、その登記の不実なることをもって善意の第三者に対抗しえない結果、商法四二条〔商 24、会社 13〕の規定の適用に当たっては、これを本来の意味における支店として取り扱わざるをえず、右の者は裁判外の行為については支配人と同一の権限を有するものとみなされるのである。」

* 不実登記（商 9Ⅱ。4-1）

(4) 支配人の定義・表見支配人・代理権の制限

① 有力説（営業の主任者として選任。6-3(1)）

A：営業所の営業の主任者として選任 ＋包括的な代理権	支配人（商 21 I、会社 11 I）
B：営業所の営業の主任者として選任 ＋代理権に制限	代理権を制限された支配人 （商 21 III、会社 11 III）→7-1(2)
C：営業所の営業の主任者として選任されず ＋「支店長」等の名称	表見支配人（商 24・会社 13）→7-2

* 代表取締役（「会社法 I」）

代表取締役として選任＋包括的な代表権	代表取締役（会社 349 IV）
代表取締役として選任＋代表権に制限	代表権を制限された代表取締役（会社 349 V）
代表取締役として選任されず ＋「社長」等の名称	表見代表取締役（会社 354）

② 伝統的な通説（包括的な代理権を付与）

A：営業所の営業の主任者として選任 ＋包括的な代理権	支配人（商 21 I、会社 11 I）
B：営業所の営業の主任者として選任 ＋代理権に制限	表見支配人（商 24・会社 13）→7-2
C：営業所の営業の主任者として選任されず ＋「支店長」等の名称	

② 説の問題点＝代理権の制限の規定（商 21 III、会社 11 III）は？

7-3. その他の商業使用人

(1) 委任を受けた使用人

商人の営業に関するある種類または特定の事項の委任を受けた使用人

→ 当該事項に関する一切の裁判外の行為をする権限（商 25 I、会社 14 I）

代理権に加えた制限（商 25 II、会社 14 II）

「ある種類又は特定の事項の委任」とは？

→伝統的な通説：特定の種類・事項についての法律行為を委任（代理権を授与）された者

事例 7-d 委任を受けた使用人

X は、Y の物資部繊維課洋装品係長として洋装衣料品の売買取引に関する業務を処理していた A との間で、X が Y にシャツとスラックスを売り渡す旨の売買契約を締結した。X が Y に売買代金の支払いを請求したところ、Y は、A には取引の勧誘と契約条件の交渉の権限だけを与えており、契約を締結する権限は与えていなかったとして、代金の支払いを拒んだ。

最判平 2・2・22 裁判集民 159-169

「〔商 25 I〕の趣旨は、反復的・集团的取引であることを特質とする商取引において、……営業主からその営業に関するある種類又は特定の事項（例えば、販売、購入、貸付、出納等）を処理するため選任された者について、取引の都度その代理権限の有無及び範囲を調査確認しなければならないとすると、取引の円滑確実と安全が害される虞れがあることから、右のような使用人については、客観的にみて受任事項の範囲内に属するものと認められる一切の裁判外の行為をなす権限すなわち包括的代理権を有するものとするにより、これと取引する第三者が、代理権の有無及び当該行為が代理権の範囲内に属するかどうかを一々調査することなく、安んじて取引を行うことができるようにするにあるものと解される。したがって、右条項による代理権限を主張する者は、当該使用人が営業主からその営業に関するある種類又は特定の事項の処理を委任された者であること及び当該行為が客観的にみて右事項の範囲内に属することを主張・立証しなければならないが、右事項につき代理権を授与されたことまでを主張・立証することを要しないというべきである。」

A の業務（洋装衣料品の売買取引に関する業務）→洋装衣料品の売買契約の締結

(2)物品販売店の使用人（商 26、会社 15）

物品の販売等を目的とする店舗の使用人

→その店舗に存在する物品の販売等をする権限を有するものとみなす

（相手方が悪意ならこの限りでない）

趣旨